

○内閣府令第二十五号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第五条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和六年三月二十六日
児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令
児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄

改 正 後	
改	正 前
第六条の二三 〔略〕	第六条の二三 〔同上〕
〔②〕 都道府県知事は、前項第一号に規定する者のほか、満十八歳以上の者であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者その他その者に準ずるものとしてこども家庭庁長官の定める者に入所資格を与える学校その他の施設につき、当該学校その他の施設が同項各号（第一号を除く。）に該当する場合に限り、同項第一号の規定にかかわらず、指定保育士養成施設の指定をすることができる。	〔②〕 都道府県知事は、前項第一号に規定する者のほか、満十八歳以上の者であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与える学校その他の施設につき、当該学校その他の施設が同項各号（第一号を除く。）に該当する場合に限り、同項第一号の規定にかかわらず、指定保育士養成施設の指定をすることができる。
〔③ 略〕	〔③ 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

第一号様式中「第十八条の六条第一号」を「第十八条の六第一号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。